

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育受講報告

フィールド科学系部門生物生産技術班

田中 明良

1. はじめに（目的等）

付属農場の業務では高所での作業を要する事がある。また、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設ける事が困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に就くものには、特別教育の受講が義務付けられた。そのため特別教育を受講し、円滑・安全に業務を行うべく資格取得を目指すものである。

2. 期間・場所

期間：令和3年7月2日(金)

場所：公社) 広島県労働基準協会 志和教習所 広島県東広島市志和町七条栴坂10493-250

3. 参加者等

広島県内のフルハーネス型墜落制止用器具業務特別教育受講者 41名

4. 研修内容

○学科講習

・作業に関する知識 1時間

・墜落制止用器具に関する知識 2時間・労働災害の防止に関する知識 1時間・関係法令 30分

○実技講習 1時間30分

(墜落制止用器具のフルハーネスの装着方法等)

5. まとめと感想

高所作業の現場では、墜落を制止するための保護具として、墜落制止用具が何十年も前から使用されてきましたが、従来の胴ベルト型は、墜落時の衝撃による内蔵の損傷、胸部の圧迫棟による危険性が指摘されており、実際に胴ベルト型の使用に関わる災害も確認されている。そこで、労働安全規則の改正により2019年2月から高所作業で使用する墜落防止用の保護具はフルハーネス型を原則とことになり特別教育の受講も義務付けられました。墜落災害においては墜落制止器具を着用しているが使用していなかった事例や、使用方法が適切ではなかった事例、作業床の設置が困難な場所での作業は、他の高所作業と比較して墜落の危険性が高くなると説明を受けた。また、実際にフルハーネスを着用してぶら下がる体験をした。衝撃荷重がかかっていない状態でもハーネスが干渉している箇所は痛かった。墜落防止用の保護具を装着していても万が一墜落したら体にかかる衝撃は大きいので高所作業時には墜落しない様に慎重に作業をしていきたいと感じた。